

法務副大臣「今後の外国人の受入れ等に関するプロジェクト」
「今後の外国人の受入れについて」(中間まとめ)に対する意見書

2006(平成18)年7月20日
日本弁護士連合会

意見の趣旨

- 1 外国人の受入れを検討するにあたっては、外国人労働者政策や在留外国人の管理という観点のみに重きを置くのではなく、外国人の基本的人権を確立することを通じてお互いの違いを認め合う、多民族・多文化の共生する社会を構築するための条件を整備するという観点を取り入れるべきである。
- 2 外国人に対して新たに在留カード(仮称)の取得及びその携帯を義務付けることは、プライバシー権ないし自己情報コントロール権に対する必要最小限度を超えた制限であり、差別的取扱いの禁止(憲法14条,自由権規約26条,人種差別撤廃条約1条1項,2条)にも抵触するので、反対である。
- 3 勤務先・学校等に対し、外国人の受入れに関する報告を入国管理局に行うことを義務付けることは、外国人のプライバシー権ないし自己情報コントロール権に対する必要最小限度を超えた制限であり、かつ、受入れ機関との関係において本来対等であるべき外国人の契約上の立場を弱め、その地位を著しく不利なものとするおそれがあるので、反対である。
- 4 関係行政機関が有する外国人の情報の相互活用を可能とすることにより、出入国情報や在留情報、警察庁・外務省その他関係行政機関が有する情報を集中的かつ一元的に管理して情報の総合管理機能を強化する途を開くことは、外国人のプライバシー権ないし自己情報コントロール権を著しく損なうものであるので、反対である。
- 5 既に日本に滞在している日系人の継続的な在留の要件として、「安定した生計維持能力(定職)」と一定の日本語能力を求めることは、日系人の多くが、間接雇用という不安定な雇用形態のもと、困難な労働条件下に置かれており、日本語能力を身に付けることが極めて困難な状況にあることからして、定住した日系人の生活の本拠を奪う結果となるものであるので、反対である。
- 6 外国人労働者に対し、子弟に義務教育を受けさせることなどの義務を賦課することについては、外国人の子どもが、公立の小中学校だけでなく民族学校やインターナショナルスクールで学ぶことを選択する権利と矛盾するものであってはならず、また、これらの教育機関への公的助成の充実や、公立の小中学校での日本語指導、多文化共生のための指導などが積極的に実施されなければならない。

意見の理由

はじめに

法務省内に設置された「今後の外国人の受入れに関するプロジェクトチーム」(主査：河野太郎法務副大臣)は、外国人労働者をはじめとして外国人の受入れに関わる問題について議論を行い、2006(平成18)年6月、「今後の外国人の受入れについて」(中間まとめ)(以下「中間まとめ」という。)を公表した。

「中間まとめ」は、日本の外国人労働者受入れ政策において、これまでいわゆる単純労働者の受入れは慎重に検討すべきであるとされてきたものの、実際には、研修・技能実習制度で受け入れた者や日系人がその代替として利用されてきた面があると認めたとうえで、このような「本音と建前の乖離」が、外国人の受入れ体制を不備あるいは不十分なものとしてきたと指摘し、「今後の外国人の受入れ」に関する基本的な考え方を提示している。

当連合会は、「中間まとめ」が、日本における外国人労働者の受入れの実態をふまえ、よりよい受入れ策を作り上げようとしていること自体は評価する。

しかし、「中間まとめ」の内容には、多民族・多文化の共生する社会の構築や、外国人の基本的人権の確立という観点に照らし、看過し得ない重大な問題が含まれている。従って、当連合会は、「中間まとめ」に対し、次のとおり意見を述べる。

第1 「1 考え方の基本」について

1 今後の外国人の受入れの「考え方の基本」の概要

(1)「中間まとめ」は、今後の外国人の受入れに関する「考え方の基本」として、主として次のような項目を提示している。

外国人労働者の受入れを拡大しつつ、中長期的な在留外国人(特別永住者を除く)数の上限を総人口の3%に設定する。

国内対策を尽くした上で、なお労働者の確保が困難で、その確保が日本の経済社会の発展に資すると考えられる分野について、労働者の質を維持しつつ、外国人労働者の受入れの拡大を図る。

その際、現行の研修・技能実習生や日系人の受入れ制度については、政策・制度を変更する。

外国人労働者の受入れの拡大に当たっては、現行よりさらにきめ細かな在留管理の制度を構築する。

外国人労働者の受入れ企業に対し、外国人労働者に対して他の日本人被雇用者と同等の賃金・社会保障に関する処遇を行うことを義務付けるとともに、外国人労働者の受入れに伴う社会的コストの一部について応分の負担を求める。

外国人労働者本人に対して子弟に義務教育を受けさせること等、日本人と合理的に同等な義務を果たすことを徹底する。

(2) 上記のとおり、「中間まとめ」は、「考え方の基本」において、今後の外国人労働者の受入れを拡大するという方針を示すとともに、外国人労働者政策の観点から、中長期的な在留外国人数の上限を設定したり、拡大の対象を一定の分野に限定したりすることにより、外国人労働者の受入れに一定の規制を設けるという考え方を提示している。

また、外国人労働者の受入れの拡大に当たっては、在留外国人の活動実態をより正確に把握するため、総合的な在留管理制度を構築するとともに、外国人労働者の受入れ機関に社会保障等の生活基盤の整備の責任を持たせるほか、外国人労働者本人に対しても子弟の教育等の日本人と同等の義務を求めている。

このように、「考え方の基本」においては、外国人労働者政策の観点や、在留外国人の管理、外国人労働者に対する義務の賦課という面が強調される一方、多民族・多文化の共生する社会の構築や外国人の基本的人権の確立という観点については触れられていない。

2 多民族・多文化の共生する社会の構築や外国人の基本的人権の確立という観点の必要性

(1) 他方、当連合会は、2004(平成16)年10月8日、人権擁護大会において、「多民族・多文化の共生する社会の構築と外国人・民族的少数者の人権基本法の制定を求める宣言」(以下「日弁連人権擁護大会宣言」という。)を採択している。

同宣言においては、戦後の日本の外国人法制が外国人を管理することを主たる目的とし、また、民族的少数者の人権に関する法整備がされてこなかったという状況下で、外国人や民族的少数者の人権が多くの場面で侵害されているとしたうえ、国や自治体に対し、外国人・民族的少数者の人権基本法や条例を制定するとともに、多民族・多文化の共生する社会を構築するための部局を設置して必要な施策を実施することを求めているところである。

(2) この点、総務省も、2006(平成18)年3月に公表した「多文化共生の推進に関する研究会報告書～地域における多文化共生の推進に向けて～」(以下「総務省報告書」という。)において、地域における多文化共生の推進について、国レベルの検討は、これまで主に外国人労働者政策あるいは在留管理の観点から行われてきたが、そのような観点からのみ捉えることは適当ではないとしたうえ、外国人住民が地域社会の構成員として共に生きていくことができるようにするための条件整備を国レベルでも本格的に検討すべき時期が来ているとしている。

(3) このように、外国人労働者の受入れについては、外国人労働者政策や在留外国人の管理の観点からのみ考えることは妥当ではない。

すなわち、外国人労働者の受入れを拡大するに当たっては、日弁連人権擁護大会宣言でも指摘したとおり、外国人労働者が地域社会の構成員として共に生きていく主体であるという認識のもと、外国人の基本的人権を確立することを通じて、お互いの違いを認め合う多民族・多文化の共生する社会を構築するための条件を整備するという観点が必要不可欠である。

よって、政府が今後の外国人の受入れを検討するに当たっては、上記の観点を「考え方の基本」に含めるよう求めるものである。

第2 「2 具体的施策について」

以下においては、「中間まとめ」において今後の外国人の受入れに関する「具体的施策」として提示された項目に関し、上記の観点を基本として、重大な問題があると考えられる点について、意見を述べる。

1 「(2) 総合的な外国人の在留管理制度の構築」について

(1) 「総合的な外国人の在留管理制度の構築」の概要

ア 「総合的な外国人の在留管理制度の構築」として、主に次のような項目を提示している。

在留外国人の活動について、在留資格及び期間をより正確に把握し得るような制度を構築する。

在留外国人本人に居住地や転職等の報告を求めるとともに、雇用主や教育機関等外国人の受入れ機関にも、受け入れた外国人の身分の確認と必要な報告を求め、不法滞在、不法就労の発生を未然に防ぐ体制を作る。

関係行政機関が有する外国人に関する情報の相互活用を可能にするとともに、外国人に対する行政サービスにも資するものとする。

外国人に在留カード(仮称)を発行し、在留管理目的のみならず、社会的に広く活用し得るものとする。

イ 上記具体的施策は、自由民主党政務調査会が2005(平成17)年6月6日に発表した「新たな入国管理施策への提言 不法滞在者の半減をめざして」(以下「自民党提言」という。)、法務省が同月28日付けで作成し、同日に開催された犯罪対策閣僚会議で配布された「外国人の在留管理に関する検討事項」(以下「法務省検討事項」という。)、法務省が2005(平成17)年6月30日付けで策定した「出入国管理業務の業務・システムの見直し方針」(以下「法務省見直し方針」という。)等において、いずれも提示されていたものである。

(2) 外国人にIC在留カード(仮称)を発行しその携帯を義務付けることについて

ア ところで、日本に90日を超えて在留する外国人については、外国人登録法により、顔写真が貼付され、氏名、国籍、生年月日、旅券番号、在留資格、在留期間、住所等の記載された外国人登録証明書を常時携帯することが既に義務付けられている。

これに対し、「中間まとめ」が、外国人に対して新たに在留カード(仮称)の携帯を義務付ける趣旨は、これまでの外国人登録証明書とは異なり、自民党提言にあるようないわゆるIC在留カード(仮称)を発行し、前記のような事項のほか、就労先・通学先等の多数の個人情報にICチップに搭載することを想定しているものと解される。

イ この点、当連合会は、2005(平成17)年12月15日、政府の犯罪対策閣僚

会議，法務省等が急速に検討を進めている外国人の出入国・在留管理を強化する新しい体制の構築に対し，「外国人の出入国・在留管理を強化する新しい体制の構築に対する意見書」（以下「日弁連意見書」という。）を取りまとめている。

同意見書においては，当連合会は，政府が，現行の市町村が行っている外国人登録制度を見直し，ＩＣ在留カードを発行してその取得・携帯を義務化することについて，以下の理由により反対している。

第１に，ＩＣ在留カードは，コンピュータ・ネットワークに結合して利用することが予定されていると考えられるところ，その結果として，これらの様々な個人情報が一瞬かつ無制限に流出することになるおそれがある。特に，日本に在留する外国人が，ＩＣ在留カードの取得のみならず，携帯も義務付けられていることからすれば，上記の個人情報の流出のおそれは相当高いものといえることができる。

また，ＩＣ在留カードにおいては，前記のとおり，ＩＣチップという大容量の媒体が利用されており，他に様々な情報を搭載したり，様々な目的に使用したりすることが可能になる。このことに，日本に在留する外国人にはＩＣ在留カードの携帯が義務付けられることを考慮すれば，このカードを使用した記録を名寄せすることにより，その日常的な行動が容易に把握されることになる。

以上によれば，本制度は，日本に在留するすべての中長期滞在の外国人（特別永住者を除く）のプライバシー権ないし自己情報コントロール権を制約するものであり，このような制度を採用するべきではない。

第２に，本制度は，定住・永住外国人（特別永住者を除く）を含む日本に在留するすべての中長期滞在の外国人に対し，日本人及び特別永住者と区別して，ＩＣ在留カードの常時携帯を一律に義務付けるものであり，その違反に対しては，現行の外国人登録証明書の常時携帯義務違反の場合と同様に，刑事罰が課されることになることが予想される（外国人登録法１８条の２第４号参照）。

当連合会は，自由権規約に基づき提出された第３回及び第４回日本政府報告書に対する日弁連報告書において，永住・定住外国人に対して外国人登録証明書の常時携帯を義務付けることは，差別的取扱いの禁止を定める自由権規約２６条に適合しない旨指摘していたところであって，現行の外国人登録証明書よりも外国人のプライバシー権ないし自己情報コントロール権に多大な影響を及ぼすＩＣ在留カードの取得及び常時携帯を義務付けることは，差別的取扱いの禁止（憲法１４条，自由権規約２６条，人種差別撤廃条約１条１項，２条）にも抵触するものといわざるを得ない。

（３）勤務先・学校等に外国人の受入れに関する報告義務を課すことについて

また，「中間まとめ」は，在留外国人本人に居住地や転職等の報告を求めるとともに，雇用主や教育機関等外国人の受入れ機関にも，受け入れた外国人の身分の確認と必要な報告を求めているが，この点についても，当連合会は，日弁連意見書において，反対の意見を述べたところである。

その主な理由は、以下の点である。

まず、「中間まとめ」においては、在留資格による報告の要否の区別を行うことを想定していないところ、定住者や日本人の配偶者等の身分に基づく在留資格を有する外国人に関して、勤務先等に報告義務を課すこととなる。

しかしながら、このことは、外国人に対し、在留資格にすら関連しない不必要な情報の提供を求めることとなるものといわざるを得ない。

また、例えば、退社・退学という報告がされる場合など、外国人と受入れ機関との間に利害対立が存する場合においては、受入れ機関から入国管理局に対して正確な情報が提供されないおそれがある。

このことに、受入れ機関から入国管理局に報告される情報の内容を外国人が把握し得ないことを併せ鑑みれば、本制度は、外国人のプライバシー権ないし自己情報コントロール権を著しく制約することになるのみならず、受入れ機関との関係において本来対等であるべき外国人の契約上の立場を弱め、その地位を著しく不利なものとするおそれがある。

(4) 出入国情報や在留情報、警察庁・外務省その他関係機関から提供される外国人の情報を集中的かつ一元的に管理して情報の総合管理機能を充実・強化することについて

さらに、「中間まとめ」は、在留外国人の活動について、在留資格及び期間をより正確に把握し得るような制度を構築するとともに、関係行政機関が有する外国人に関する情報の相互活用を可能にすることを提言している。

この点は、法務省検討事項及び法務省見直し方針においても、出入国情報や在留情報、警察庁・外務省その他関係機関から提供される外国人の情報を集中的かつ一元的に管理し、情報の総合管理機能を充実・強化するという提言がされていたところである。

「中間まとめ」の提示する「関係行政機関が有する外国人に関する情報の相互活用を可能とすること」が、上記の提言と全く同一であるかは必ずしも明らかではないが、各行政機関が保有する個人情報はその行政機関がその利用目的のために利用・保管し、他の行政機関に提供してはならないとされている原則（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律 8 条）を変更し、個人情報の集成的かつ一元的管理、情報の総合管理機能の充実、強化に途を開くものである。

このように、行政機関の保有する個人情報の相互利用が可能となる制度においては、警察庁、外務省等の関係機関の保有する情報も相互に利用されることになるが、仮にこのような情報に外国人の思想・信条、宗教、前科・前歴なども含まれるとすれば、日本に在留する外国人については、いわゆるセンシティブ情報も個人単位で一元的に利用され、情報漏洩の危険も著しく高まることとなる。

また、このことは、前記の IC 在留カードの取得及び携帯の義務化とあいまって、日本に入国・在留する外国人については、センシティブ情報すら国家により監視・管理される体制が徹底した、監視国家・管理社会が容易に形成される危険を生じさせることにもなる。

この点、当連合会は、2002（平成14）年10月11日、「自己情報コントロール権を

情報主権として確立するための宣言」において、個人情報の統一的管理による危険を指摘し、個人の統一的管理システムの構築を認めないことを提言していたところである。

しかるところ、上記の制度は、日本に入国・在留する外国人を対象として、まさに個人情報の統一的管理システムを構築しようとするものであって、外国人のプライバシー権ないし自己情報コントロール権を著しく損なうものである。

(5) 小括

以上のとおりであるから、日弁連意見書で述べたものと同様の理由により、上記の各「具体的施策」に対し、反対する。

2 「(3) 日系人の受入れ政策の見直し」について

(1) 日系人の受入れ政策と「日系人の受入れ政策の見直し」の概要

ア 日系人の受入れ政策については、経済界の外国人労働力の導入の必要性に対する配慮のもと、1990（平成2）年の出入国管理及び難民認定法の改正及びこれに伴う同年法務省告示第132号により、いわゆる日系2世及び3世の居住を認めたことから、南米の日系人の来日が促進されることになったものである。2004年（平成16）年末時点で日本に居住するブラジル人の日系人とその家族は約28万6000人、ペルー人とその家族は約5万5000人に及んでいる。

これらの日系2世や3世に与えられる在留資格は、「日本人の配偶者等」や「定住者」であるが、これらの在留資格は、その者の身分や地位に基づいて、日本に定住することを予定している者であるとして与えられる在留資格である。

在留の期間は、1年又は3年となっているが、現状では、その者が有した身分や地位を失った場合や、犯罪に関与するなどその素行に問題がある場合でなければ、その在留期間は更新されている。

現在、日本に定住する日系人は、自らに与えられる在留資格が、このような定住の可能な在留資格であることを前提として、来日して定住している。本国の家族も呼び寄せ、あるいは日本で子どもが生まれて、日本に生活の本拠を置いている者も多く、永住許可や日本国籍を取得する者が増加している状況にある。

イ しかるところ、「中間まとめ」は、今後の外国人の受入れにおける「具体的施策」に関し、これらの「日系人の受入れ政策の見直し」として、次のような項目を提示している。

日系人の受入れについては、血のつながりのみを理由として特別な受入れは行わず、就労目的の日系人については、中間技能労働者として受け入れる。

既に長期在留をしている直系親族（日本人を含む）との同居及び扶養関係を維持する日系人については、これらを要件として、引き続き受入れを認める。

既に滞在している日系人については、一定の経過期間を経て、安定した生計維持能力（定職）と一定の日本語能力を、継続的な在留の要件とする。

(2) 日系人を取り巻く生活面及びコミュニケーション上の現状と課題

ア 生活面の現状と課題

上記のとおり、日系人は、いわゆるニュー・カマーとして、日本への定住化が進んでいる傾向にあるが、他方で、日弁連人権擁護大会宣言でも指摘したとおり、日本では、医療・社会保障、労働の問題や、就職・入居・入店における外国人に対する差別の問題など、外国人の人権が多くの場合で侵害されている状況が続いている。

とりわけ、日系人は、「中間まとめ」も認めているとおり、工場のラインなどにおける安価な単純労働の需要に応じる供給源としての役割を担ってきたが、その雇用形態は、間接雇用という不安定な雇用形態であり、有給休暇などを取ることも困難な労働条件下に置かれているものである。

しかしながら、上記の大会宣言で指摘したように、これらの生活者としての外国人を取り巻く問題について、外国人の基本的な人権を実質的に保障することを目的とした法律はなく、国や地方自治体におけるこれまでの施策も不十分なものといわざるを得ない状況にある。

この点、総務省報告書においても、外国人の生活支援について、外国人が地域において安心して生活を送ることができるよう、生活環境を整備し、定住化に伴う生活上の様々な課題に関して、総合的な支援を行うことが求められる、と指摘されているところである。

イ コミュニケーション上の現状と課題

また、総務省報告書でも指摘されているとおり、ニュー・カマーの中には日本語が理解できない者も多いことから、日本語によるコミュニケーションが困難なことによる様々な問題が生じているほか、文化や習慣等の違いによる生活上の困難も大きく、さらに、日本人と同等の立場で行政サービスを受けることが困難なことも多い状況にある。

この点、総務省報告書も、日本語及び日本社会に関する学習の支援として、地方自治体においては、地域生活開始時におけるオリエンテーションの実施や日本語及び日本社会に関する学習機会の提供を検討する必要がある、他方、国においては、日本語及び日本社会に関する学習の支援や国の関係機関等のノウハウの活用等を検討する必要があると指摘しているところである。

しかしながら、この面においても、国や地方自治体におけるこれまでの施策は十分とはいえない現状にある。

他方、総務省報告書は、日本語を十分に理解できない外国人住民に対しては、その滞在が短期であるか長期であるかにかかわらず、地域生活において必要となる情報を母国語で提供することが重要であり、多様な言語、メディアによる行政・生活情報の提供などにより多文化共生を推進するべきであるともしているのであって、多民族・多文化の共生する社会の実現に向けては、このような方向での日本社会の取組みも求められるところである。

(3) 日系人の継続的な在留の要件として安定した生計維持能力(定職)と一定の日本語能力を求めることの問題点

以上を前提に「中間まとめ」において「日系人の受入れ政策の見直し」として提示された「具体的施策」の項目を検討するに、在留資格付与にあたっての一般的条件として一定の日本語能力のあることを課することの当否についても議論のあるところであるが、特に、既に日本に在留している日系人について、一定の経過期間を経るとはいえ、在留継続の条件として新たに、安定した生計維持能力(定職)と一定の日本語能力を有すべきものとするには重大な問題がある。

ア すなわち、日系人は、前記の生活面及びコミュニケーション上の課題を抱えているところ、とりわけ、間接雇用という不安定な雇用形態のもと、困難な労働条件下に置かれているのであって、このような環境にあつて、多くの日系2世や3世は、日本語能力を身に付けることが極めて困難な状況にある。

この点は、政府の外国人労働者問題関係省庁連絡会議が2006(平成18)年6月20日に発表した『『生活者としての外国人』問題への対応について(中間整理)』においても、「日系人については、その多くが請負会社に雇用され、主として製造現場で就労している実態があるが、社会保険の加入を含め、必ずしも適正な形態で就労がなされていないとの指摘があるほか、期間雇用が主であることから、就労先(雇用主)も度々変わるなど必ずしも雇用が安定していない。」とされているところである。

そうであるとすれば、不安定で劣悪な雇用条件の中にあつても日本に定住することを選択した日系人に対して、安定した生計維持能力(定職)や一定の日本語能力を有することを在留期間更新の新たな要件として課することは、多くの、勤勉で日本に定着している外国人の生活の本拠を一方的に奪う結果となるものである。

イ 他方で、日本で出生し、日本社会で成長した子どものいる家庭では、子どもは日本語を第一言語として使用し、母国語については極めて不十分な能力しか持たないまま成長し、もはや母国での生活には支障を来たすようになっている場合も多い。

このような家庭に対して「中間まとめ」のような基準をあてはめれば、親は母国に帰国することを余儀なくされ、子は日本に残るといふ、家族の統合(子どもの権利条約9条、人権自由権規約23条など)に反する事態を招来するおそれもある。

ウ また、「中間まとめ」は、新たに「日本人の配偶者等」や「定住者」の在留資格を取得して日本に入国しようとする日系人に対して新しい基準を適用するのではなく、既に日本に長期間在留をして定住している外国人に対して新たに継続的な在留の要件を付加する点でも問題がある。

この点、すべての移住労働者とその家族の権利保護に関する条約(日本は未批准ではあるが、2003(平成15)年7月発効)37条も、「移住労働者とその家族は、出身国を離れる前に、または遅くとも就業国への入国のときに、入国に際して適用されるすべての条件、とくに滞在、その者が従事することの認められた有給の活動に関する条件、就業国で満

たさなければならない必要条件及びこれらの条件の変更を申告すべき当局に関する情報について、出身国または就業国から、十分な教示を受ける権利を有する。」としている。

この趣旨は、移住を決断させるにあたっては、予めその条件を十分に告知すべきであり、入国後に移住者の知らなかった条件を適用することは避けるべきであるとの趣旨に基づくものと解されるところ、このような趣旨からすれば、入国時に存在しなかった継続的な在留のための要件を、それを履行し得る十分な環境が整備されていないにもかかわらず、付加しようとすることは、移住労働者の権利を侵害するものとなるおそれがある。

この点からも、「中間まとめ」の具体的施策は、問題を有するというほかない。

エ 以上によれば、仮に外国人の在留の継続の可否に関して国に一定の裁量が認められるとしても、在留期間更新などに当たってこのような新たな要件を課することは、その裁量を逸脱する不相当なものといわざるを得ない。

安定した生計維持能力(定職)や日本語能力が不足している日系人に対しては、総務省報告書が指摘するとおり、国や地方自治体による総合的な支援を行うことこそが求められるのであって、日系人の継続的な在留の要件として、上記のような能力を求めることは、外国人労働力の導入の必要性という雇用事情に応じて日本に在留することとなった日系人の帰国という犠牲によって受入れ政策の矛盾を解消しようとする結果になる。

よって、既に滞在している日系人について、一定の経過期間を経るか否かにかかわらず、安定した生計維持能力(定職)と一定の日本語能力を継続的な在留の要件とする「具体的施策」に対しては、反対する。

3 「(7)外国人の生活基盤の整備」について

(1)「外国人の生活基盤の整備」の概要

ア さらに、「中間まとめ」は、次のような項目を提示している。

外国人を社会の一員として受け入れ、合理的な権利の保障と義務の賦課を実現する。

外国人労働者の雇用者は、年金を含む社会保険等について、外国人に関する処遇を他の日本人の被雇用者と同等に行い、住居等生活環境についても、責任をもって整備する。

外国人本人も、子弟に義務教育を受けさせることなど、日本人と同等の義務を果たすこととし、それが実行されない場合には、在留を制限することとする。

イ このように、外国人労働者の雇用者に対し、社会保障等の生活基盤の整備の責任を持たせる一方で、外国人労働者に対し、子弟の教育等の義務の賦課という面を強調し、それが実行されない場合には、在留を制限するとしている。

(2)外国人労働者に対する義務の賦課を強調することの問題点

この点、外国人労働者に対する義務の賦課を強調する点について、日本では、医療・社会保障、労働の問題や、就職・入居・入店における外国人に対する差別の問題など、外国人の人権が多くの場面で侵害されている状況が続いているところ、外国人の基本的な人権を確立することを通じて、お互いの違いを認め合う多民族・多文化の共生する社会

を構築するための条件を整備することが必要不可欠であることは、日弁連人権擁護大会宣言で指摘したところである。

よって、「外国人の生活基盤の整備」としては、上記のような状況に鑑み、外国人に対して「合理的な権利の保障」という限定的な権利の保障ではなく、まずもって、外国人に対しても、できる限り日本人と同様の基本的人権を確立することが重要であるというべきであり、外国人労働者に対する義務の賦課のみを強調するのは相当ではない。

(3) 外国人労働者の子弟に対する義務教育について

ア 次に、外国人労働者に対して子弟に義務教育を受けさせる義務を賦課するとする点について見るに、この義務教育の内容について、学校教育法上の学校への就学に限定するのかがまず吟味されなければならない。

外国人には、自らの民族の教育を受ける権利が保障されており（子どもの権利条約29条）、現在、学校教育法上の「学校」として位置付けられていないいわゆる民族学校やインターナショナルスクールで学ぶことを選択する権利も保障されなければならない。

しかしながら、これらの民族学校やインターナショナルスクールに対する国の助成は不十分であり、当連合会は、朝鮮学校等の資格・助成問題に関する人権救済申立事件において、このためにこれらの機関に通う外国人子弟が高額の授業料負担を負わされていることを指摘している。

イ 他方、公立の小中学校におけるニュー・カマーの子どもたちの教育について、日本語の習得の困難や不就学問題など、様々な課題が生じていることは、総務省報告書も指摘するところである。

このような不就学の原因として、日本語指導やそのための教員の配置などについて十分な対応がされていないこと、就学案内がすべての外国人の子弟に行き渡っていないこと、国内で共に学ぶ異なる民族の子どもとの共生のための指導の不徹底などが挙げられていること、また、公立学校で母国語や母国の歴史などを学ぶ機会が十分に保障されていないことは、日弁連人権擁護大会宣言で指摘したとおりである。

上記の大会宣言は、日本語指導の充実や、就学へのきめ細かな対策、民族的アイデンティティ保持のための学習の機会の保障によって、外国人の子どもたちの教育を受ける権利が実質的に保障されなければならないとしている。

ウ 以上によれば、外国人労働者に対し、子弟に義務教育を受けさせることなどの義務の賦課という面を強調することについては、いわゆる民族学校やインターナショナルスクールへの就学を含めて就学義務は広く理解するべきであり、また、民族学校やインターナショナルスクールへの助成は十分になされなければならない。他方、日本の公立の小中学校における外国人子弟に対する施策も直ちに実施されなければならない。

以上